

★登園許可書が必要な病気★

病名	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消え、感染症の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157・O-26・O-111など）	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの

★登園許可書不要な病気★

病名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱、重症の口内炎がなく普段の食事ができること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経て、解熱し全身状態が良好になったとき
ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎ症状が改善して全身状態が良好になり登園可能
流行性嘔吐下痢症	症状のある間が主なウイルスの排泄期間なので、下痢、嘔吐から回復し全身状態が良好になり1日自宅で様子を見てから登園可能
サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症	下痢が治まり全身状態が良好なら登園
急性細気管支炎（RSウイルス感染症）	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登園可能
EBウイルス感染症 サイトメガロウイルス感染症	解熱し、全身状態が良好であれば登園可能
単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、普通に食事が摂れれば登園可能
带状疱疹	全ての発疹が痂皮化すれば登園可能
突発性発疹	解熱して全身状態が良好なら登園可能
感染症胃腸炎 （ノタ・ロタ・アデノウイルスなど）	嘔吐、下痢などの症状が治まり普段の食事ができること
頭じらみ	駆除を開始していること（成虫の駆除・卵をとる）
伝染性膿痂疹（とびひ）	感染伝播予防のため病巣を有効な方法で被覆し、直接接触を避ける。適切な処置をして病巣が乾燥したら登園可能
伝染性軟属腫（みずいぼ）	当園は可能である。原則としてプールの禁止はないが二次感染がある場合は禁止とする。掻き壊し傷から浸出液が出ているときは被覆すること

※その他、原因不明の発熱、咳、嘔吐、発疹などの症状があるとき